

化学物質群総称14

輸出令別1-3(1) 貨物等省令 第2条第1項第三号 カ		化兵法施行令: 別2第1種指定物質・原料物質 (九)
N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限りに、2-ジイソプロピルアミノエタンチオール及び2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。)及びそのプロトン化塩類		
No	上記の名称は化学物質群の総称であり、この化学物質群に含まれる物質には例として下記のものがある。詳細はこれらの物質の項を参照。	頁
1	2-ジメチルアミノエタンチオール	2-3-69
2	2-ジメチルアミノエタンチオール塩酸塩	2-3-70
3	2-ジエチルアミノエタンチオール	2-3-71
4	2-ジエチルアミノエタンチオール塩酸塩	2-3-72
5	2-ジプロピルアミノエタンチオール	2-3-73
6	2-ジイソプロピルアミノエタンチオール	2-3-74
7	2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩	2-3-75
8	2-エチル=メチルアミノエタンチオール	2-3-76
9	2-イソプロピル=メチルアミノエタンチオール	2-3-77
10	2-エチル=イソプロピルアミノエタンチオール	2-3-78
11	2-イソプロピル=プロピルアミノエタンチオール	2-3-79

構造式 (示性式)	$\begin{array}{c} \text{R} \\ \diagdown \\ \text{N}-\text{CH}_2\text{CH}_2-\text{SH} \\ \diagup \\ \text{R}' \end{array}$ <p>及び対応する塩酸塩などの酸塩類 R、R': メチル基、エチル基、ノルマルプロピル基、イソプロピル基</p>
備考	